



# 低所得の子育て世帯に対する 子育て世帯生活支援特別給付金 (ひとり親世帯分)のご案内

## 1. 支給対象者

■以下の①～③のいずれかに該当する方

- ① 令和5年3月分の児童扶養手当受給者の方
- ② 公的年金等を受給していることにより、令和5年3月分の児童扶養手当の支給を受けていない方  
(「公的年金等」には、遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償などが該当します。)
- ③ 食費等の物価高騰の影響を受けて家計が急変している、児童扶養手当を受給している方と同じ水準の収入の方

※ 上記②又は③に該当する場合であっても、ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯対象の子育て世帯生活支援特別給付金の支給を既に受けている場合は、本給付金の支給は受けられません。

## 2. 支給額

児童1人当たり一律**5万円**

## 3. 給付金の支給手続き

I. 令和5年3月分の児童扶養手当受給者の方 (上記1. の①に該当する方)

**申請が不要です**

児童扶養手当を支給している口座に振込済です

II. I以外の方で1の②又は③のいずれかに該当する方

**申請が必要**です

申請書と必要書類を窓口または郵送でご提出ください



「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金」の  
“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。